

第3章 高齢者福祉

第3章 高齢者福祉

1 在宅福祉サービス

(1) ひとり暮らし高齢者台帳への登録

【高齢福祉課 ☎ 47-7424】

ひとり暮らし高齢者を適切に把握して、緊急時対応や福祉サービスの提供を適切に行うため、「ひとり暮らし高齢者台帳」に登録していただいています。

(2) 在宅福祉サービス

ア 高齢者バス通院助成事業

【高齢福祉課 ☎ 47-7424】

市内の医療機関に路線バスで通院する高齢者の日常生活の便宜を図るとともに、経済的負担を軽減するために利用額の一部を助成します。

【対象者】70歳以上の運転免許証を持っていない方等で、市内の医療機関に通院するため、路線バスを利用する方

【サービスの内容】利用額の半額を助成（週1回が限度）します。

イ 軽度生活援助事業

【高齢福祉課 ☎ 47-7424】

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、自立した生活が継続できるよう軽易な日常生活上の援助を行います。

【対象者】65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、虚弱等の理由で日常生活上の援助が必要な方

【サービスの内容】（介護保険制度の介護保険サービス該当分を除く）

- ・ 食材・日用品の買物 ・ 家周りの雑草除去 ・ ガラス拭き
- ・ 家具転倒防止器具取付 ・ 住民票等の宅配

※ サービスの内容により、利用回数・時間等に制限があります。

【委託先】公益社団法人 大垣地域シルバー人材センター

【利用者負担】1人当たり1時間200円です。材料費等の実費も利用者の負担になります。

ウ 生活管理指導短期宿泊事業

【高齢福祉課 ☎ 47-7416】

基本的生活習慣等の社会適応力に不安がある方が、施設で短期間入所することにより、日常生活に関する指導・支援を行うとともに、体調調整を図ることにより、要支援・要介護状態への進行を予防します。

【対象者】65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、介護保険制度の要支援・要介護認定で「非該当（自立）」または「要支援」と判定された方のうち、基本的生活習慣等の社会適応力に不安がある方。

【利用施設】大垣市養老華園（191ページ）

【利用期間】原則として1か月に7日以内。

【利用者負担】1日381円（生活保護世帯は無料）、食事代は1日950円。

工 高齢者配食サービス事業**【高齢福祉課 ☎ 47-7416】**

心身の障がいや疾病等により調理をすることが難しい方に対し、食事のお届けと安否確認を行うことで、健康の維持と自立生活の促進を図ります。

【対象者】65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で、心身の障がいや疾病等により調理をすることが困難な方。

【サービスの内容】高齢者食の配送、安否確認等

【食事の配送】1月1日を除く毎日（昼食または夕食）

【利用者負担】1食400円

才 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業**【高齢福祉課 ☎ 47-7424】**

心身の障がい等により布団と毛布の衛生管理が難しい方に、洗濯及び乾燥消毒サービスを行います。

【対象者】65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、心身の障がい等により寝具の衛生管理が難しい方

【実施回数】年2回

【利用者負担】1回600円（生活保護世帯は無料）

力 家族介護慰労事業**【高齢福祉課 ☎ 47-7424】**

65歳以上の要援護高齢者を在宅で介護している方の負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的に介護用品を給付します。

【対象者】要介護認定が要介護3～5に認定された高齢者を在宅で介護する方。

（同居者全員が市民税非課税であること。特別障害者手当の受給者、入院・入所中の方の介護者は除きます。）

【支給品目】次のどちらか1つを選んでいただきます。

番号	品目
1	紙おむつ（パンツ・テープタイプ）
2	尿とりパッド

※ 原則として偶数月にご自宅へ配送します。

キ 高齢者位置情報提供サービス事業**【高齢福祉課 ☎ 47-7416】**

認知症高齢者等を介護する方に対し、位置検索端末機（GPS）を貸与し、高齢者の徘徊による事故の防止、保護の迅速化及び介護負担の軽減を図ります。

【対象者】要支援、要介護認定を受けている要援護高齢者で、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」がIランク以上、かつ、「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」がB2ランク以下の方の介護者。または40歳以上で、認知症の疑いにより警察の保護を受けた方の介護者

【利用者負担】利用年度毎に利用総額3万円までは無料。3万円を超えた額は利用者負担となります。

ク 訪問理美容サービス事業**【高齢福祉課 ☎ 47-7424】**

心身の障がいや傷病等により理容院に出かけることが難しい高齢者に対し、在宅で理容サービスを行います。

【対象者】要介護認定で要介護または要支援と認定された 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で、心身の障がいや傷病等により、理容院に出かけることが難しい方

【サービスの内容】理容業者が自宅への訪問に要する出張費用等を市が負担します。
(年 6 回まで)

【利用者負担】理容料金（実費）

【利用できる理容院】次の組合の加盟店が原則利用できますが、事前に加盟店へご相談ください。

- 岐阜県理容生活衛生同業組合大垣支部（大垣地域）

ケ 外出支援サービス事業（上石津地域）**【高齢福祉課 ☎ 47-7424】**

一般の交通機関を利用する事が難しい在宅の高齢者について、医療機関への送迎を行い、住み慣れた地域の中で引き続き生活していくよう支援します。

【対象者】上石津地域に住所を有し、介護保険法に基づく保険給付を受けることができる方で、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の 60 歳以上の高齢者。

【サービスの内容】上石津地域内の医療機関、大垣市民病院、西美濃厚生病院、国保関ヶ原診療所、いなべ総合病院、博愛会病院、大垣病院、関ヶ原クリニック、大垣徳洲会病院及び養南病院への送迎を行います。

【利用回数】1か月当たり往復で 15 回を限度とします。

【利用者負担】1 kmあたり 30 円

コ 認知症高齢者見守りシール交付事業**【高齢福祉課 ☎ 47-7416】**

認知症高齢者の衣類や持ち物に QR コードが印字された見守りシールを貼り、行方不明となった場合に発見者がスマートフォンで QR コードを読み取ることで、認知症高齢者の情報（個人情報を含まない）を知ることができ、その家族に通知が送信されることで、迅速な保護に繋げます。

【対象者】市内在宅で、認知症により行方不明になるおそれのある方

【利用者負担】無料

サ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業**【高齢福祉課 ☎ 47-7416】**

認知症高齢者の徘徊時の事故等により、認知症高齢者やその家族が損害賠償責任を負った場合に補償する保険に加入することにより、認知症高齢者やその家族の不安を軽減し、安心して地域で生活できる環境を整えます。

【対象者】「キ 高齢者位置情報提供サービス事業」及び「コ 認知症高齢者見守りシール交付事業」の利用者（被保険者は認知症の人）

【利用者負担】無料

2 ひとり暮らし高齢者等への支援

(1) ひとり暮らし高齢者等見守りほっとライン事業 【高齢福祉課 ☎ 47-7424】

ひとり暮らし高齢者等に緊急通報用機器を貸与し、健康相談等ができる環境を整えるとともに、家庭内での急病や事故等の緊急時の連絡・支援体制を整備します。

【対象者】65歳以上のひとり暮らし高齢者等

【サービスの内容】

- ・ 緊急通報用機器の貸与
- ・ 福祉電話の貸与

【利用者負担】所得税課税世帯の方は、次のとおり利用期間に応じてご負担いただきます。

所得税	利用者負担
非課税世帯	0円／月
課税世帯	440円／月

(2) 福祉用具の給付事業

【高齢福祉課 ☎ 47-7424】

火災その他の非常の場合に備えて、消火器、ガス漏れ警報器、火災警報器を給付します。

【対象者】ひとり暮らし高齢者台帳へ登録している方

【用具の内容】用具は、消火器（8年ごとに更新）、ガス漏れ警報器（5年ごとに更新）、火災警報器（10年ごとに更新）です。

【利用者負担】

市民税課税状況の区分	利用者負担額
生活保護世帯・非課税世帯	0円
上記以外	実費

(3) I o T活用ひとり暮らし高齢者等見守り事業

【高齢福祉課 ☎ 47-7424】

離れて暮らす家族による見守りを支援するため、通信機能がある電球を設置し、電球の点灯・消灯情報から異常を検知した際の家族等への通知、代理訪問等を行う見守り電球サービス利用料を助成します。

【対象者】65歳以上のひとり暮らし高齢者等または見守る家族等

【助成額】サービス利用料金（月額1,078円）の最大6か月分です。

※別途サービス事業者への申込みが必要です。

3 その他の高齢者サービス

(1) 成年後見制度利用支援事業

【高齢福祉課 ☎ 47-7424】

重度の認知症等により十分な判断能力がない65歳以上の高齢者に対して、本来有する能力の発揮と自立生活の支援及び生活の質の向上等の権利擁護を図る成年後見制度の活用を支援します。

- 【支援内容】** • 申立て支援 • • • 申立て事務手続きを支援します。
• 成年後見人等報酬支援 • • • 後見人等への報酬を助成します。

【申立て支援対象者】 本人及び2親等内の親族に成年後見制度利用の申立てをする者がいないなど、身寄りがない高齢者

【報酬支援対象者】 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は成年後見人報酬を負担することにより、生活保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した基準生活費の額に満たない高齢者

(2) 敬老祝金及び金婚祝金の支給

【高齢福祉課 ☎ 47-7424】

ア 敬老祝金

【対象者】 次の①及び②のいずれにも該当する方

- ① 77歳、88歳、100歳（年齢の算定は、100歳を除き9月15日現在で行います。）
- ② 9月1日（100歳については誕生日の属する月の初日）現在で市内に住民登録があり、かつ、9月15日現在で1年以上居住している方

【祝金の額】 • 77歳（喜寿）・・・5,000円 • 88歳（米寿）・・・10,000円
• 100歳（百寿）・・・50,000円

【支給日】 敬老の日頃に支給（100歳については誕生日）

イ 金婚祝金

【対象者】 次の①及び②のいずれにも該当する方

- ① 12月31日現在で婚姻後50年に達する夫婦
- ② 9月1日現在で市内に住民登録があり、かつ、9月15日現在で1年以上居住している夫婦

【祝金の額】 1夫婦に対し10,000円

【支給日】 敬老の日頃に支給

(3) 長寿を祝う会

【高齢福祉課 ☎ 47-7424】

敬老の日に90歳の高齢者を招待し、記念品等の贈呈及びレクリエーションを開催します。

(4) 高齢者運転免許証自主返納支援事業

【交通政策課 ☎ 47-7386】

高齢運転者による交通事故防止及び公共交通機関の利用促進を目的とし、65歳以上の運転免許証自主返納者に対して、公共交通機関の回数券等を贈呈します。

【対象者】 運転免許証を自主返納（申請による取消）し、支援事業の申請時に65歳以上で大垣市内に住民登録のある方

【支援内容】 鉄道・バス・タクシーいずれかの回数券等（5,000円程度）を贈呈（1回限り）

【必要書類】

- 申請書（返納者本人以外が代理で申請に来られる場合は、委任状及び代理申請

される方の身分証明書が必要となります。)

- ・ 申請による運転免許の取消通知書の写し
- ・ 運転経歴証明書の写し

【申請窓口】

- ・ 交通政策課（即日交付）
- ・ 各市民サービスセンター（後日郵送）
- ・ 上石津地域事務所・支所、墨俣地域事務所（後日郵送）

【申請期限】 運転免許証を自主返納した日から起算して、1年以内を申請期限とします。

【その他サービス等】

- ・ 名阪近鉄バス：運転経歴証明書の提示で運賃が半額
(年齢制限なし、同伴者も1人半額)
※一部対象外路線があります。
- ・ タクシー：運転免許証自主返納割引
(運転経歴証明書を提示した65歳以上の高齢者は1割引)

4 施設サービス

(1) 養護老人ホーム

老人福祉法に基づき、環境上及び経済的理由により、在宅において生活することが困難な方の養護を目的とした施設です。

【施設名】 大垣市養老華園（191ページ）

【費用】 本人や扶養義務者に収入がある場合は、その金額に応じて負担金を徴収します。

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の方で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、一定の費用負担ができる方を対象とした施設です。申込みは、施設で行っています。

【施設名】 ケアハウスお勝山（191ページ）

【費用】 本人の収入に応じて負担が必要です。

5 生きがい・健康づくりの推進

(1) 老人クラブの育成事業

【高齢福祉課 ☎ 47-7424】

老人クラブは、健康の保持増進を図り、新しい人間関係や交流を開拓し、長年培ってきた知識と経験を、仲間や地域社会のために生かすことを目的にしています。

おおむね60歳以上の会員30人以上で組織され、運営は会員によって自主的に行われるものとされており、クラブ活動の費用は、会員の会費を充てることになっています。

国・県・市は、老人クラブの育成を図るために老人クラブ連合会及び単位クラブに対し活動費を助成しています。なお、29人以下の会員を持つクラブについては、市単独で助成しています。

【窓口】 かがやきクラブ大垣事務局

〈所 在 地〉 大垣市室本町5丁目51番地
スイトピアセンター内（学習館3F）
〈電話番号〉 0584-73-7775
〈F A X〉 0584-73-7775

〔2〕介護予防教室開催事業

高齢者が健康で生き生きとした生活が送れるよう、健康や介護に関する基礎知識を習得し介護予防を図るため、介護予防教室を開催します。

【対象者】 高齢者やその家族等で、介護予防等に関する知識の習得を希望する方

【内 容】 ①通いの場型介護予防教室

運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、転倒予防、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防及び介護方法等に関する教室の開催

②買い物支援型介護予防教室

買い物支援と機能訓練士による体操等を組み合わせたフレイル予防講座を開催。

③入浴施設活用型介護予防教室

機能訓練士による入浴時にできるフレイル予防講座を開催。

【利用者負担】 無料（材料費等の負担がある教室もあります。）

【実施機関】

- ・ 介護老人福祉施設 (192ページ)
- ・ 在宅介護支援センター (191ページ)
- ・ 介護老人保健施設 (193ページ) 他

〔3〕老人福祉センター

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活を営んでいただくことを目的としています。

【施設名】

- ・ 大垣市老人福祉センター (191ページ)
- ・ 大垣市かたらいプラザ (191ページ)
- ・ 大垣市上石津老人福祉センター (191ページ)
- ・ 大垣市墨俣老人福祉センター (191ページ)

【事業内容】

- ・ 生活相談、健康相談
- ・ 機能回復訓練の実施
- ・ レクリエーション等の実施（書道・茶道・華道・俳句・詩吟・囲碁・将棋等）

【利用料】 無料

【利用できる方】 市内在住の60歳以上の方

(4) 大垣地域シルバー人材センター

豊かな経験と能力を生かして、健康の増進や生活の充実、社会参加を図りながら、高齢者の生きがいづくりを目的としています。

会員は、市内在住のおおむね 60 歳以上の方で、仕事のできる健康な方ならどなたでも入会できます。年会費は、3,600 円です。

【窓 口】公益社団法人 大垣地域シルバー人材センター 事務局

〈所 在 地〉 大垣市馬場町 124 番地 総合福祉会館内

〈電話番号〉 0584-74-8080

〈F A X〉 0584-74-7404

上石津事業所

〈所 在 地〉 大垣市上石津町牧田 4780 番地 上石津老人福祉センター
悠楽苑内

〈電話番号〉 0584-46-3338

〈F A X〉 0584-46-3338

6 介 護 保 険

制度の運営主体（保険者）		大垣市
区分	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方 (被保険者証の交付)	65歳以上の方 (65歳に到達する前月に「介護保険被保険者証」が交付されます。)	40歳以上 64歳以下で医療保険に加入している方 (要介護認定を受けた方等に「介護保険被保険者証」が交付されます。)
サービスが利用できる方 (要介護認定を受ける必要あり)	<input type="radio"/> ねたきりや認知症等で常に介護を必要とする状態(要介護状態)の方 <input type="radio"/> 常時の介護までは必要ないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方	初老期認知症、脳血管疾患等の老化が原因とされる病気(特定疾病)により要介護状態や要支援状態となった方・・・ア
負担割合証の交付	<input type="radio"/> 認定を受けた方に利用者の負担割合を示す証書が交付されます。 <input type="radio"/> 本人の合計所得金額が160万円以上の方は2割※1、220万円以上の方は3割※2、それ以外の方は1割負担の証書が交付されます。 ※1 年金収入とその他の合計所得金額が単身で280万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担となります。 ※2 年金収入とその他の合計所得金額が単身で340万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円未満の方は2割負担となります。	認定を受けた方に利用者負担割合が1割の証書が交付されます。
保険料	<input type="radio"/> 市独自に設定 <input type="radio"/> 世帯の市民税の課税状況や前年の所得等に応じて13段階に分かれます。・・・イ	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます。・・・ウ
保険料の支払方法	<input type="radio"/> 老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金が年額18万円以上の方は、年金から天引きされます。(特別徴収) <input type="radio"/> それ以外の方は、納付書による納付または口座振替となります。(普通徴収)	加入している医療保険の保険料に上乗せして納付します。

ア 特定疾病に該当する16種類の病気

- (ア) がん ※
- (イ) 関節リウマチ
- (ウ) 筋萎縮性側索硬化症
- (エ) 後縦靭帯骨化症
- (オ) 骨折を伴う骨粗鬆症
- (カ) 初老期における認知症
- (キ) 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- (ク) 脊髄小脳変性症
- (ケ) 脊柱管狭窄症
- (コ) 早老症
- (サ) 多系統萎縮症
- (シ) 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- (ス) 脳血管疾患
- (セ) 閉塞性動脈硬化症
- (ソ) 慢性閉塞性肺疾患
- (タ) 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※ 医師が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

イ 大垣市の第1号被保険者の介護保険料年額（令和6年度～令和8年度）

段階	対象者	保険料年額
第1段階（基準額×0.285）	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方等 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	21,682円
第2段階（基準額×0.485）	・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方等	36,898円
第3段階（基準額×0.685）	・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方等	52,114円
第4段階（基準額×0.9）	・本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる方のうち、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	68,472円
第5段階（基準額）	・本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる方のうち、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方等	76,080円
第6段階（基準額×1.2）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方等	91,296円
第7段階（基準額×1.3）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方等	98,904円
第8段階（基準額×1.5）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方等	114,120円
第9段階（基準額×1.7）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方等	129,336円
第10段階（基準額×1.9）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方等	144,552円
第11段階（基準額×2.1）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方等	159,768円
第12段階（基準額×2.3）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方等	174,984円
第13段階（基準額×2.4）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	182,592円

※ 保険料を滞納した場合

- ・ 1年以上滞納したとき：介護サービスを受けたとき、介護費用をいったん全額負担していただくことになります。（申請により介護保険給付分が戻ってきます。）
- ・ 1年半以上滞納したとき：一時的に給付の一部または全部を差し止められます。
- ・ 2年以上滞納したとき：サービスを利用するときに、未納期間に応じて自己負担が1割・2割の方は3割、3割の方は4割に引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

※ 災害等の特別な事情がある場合で、保険料の納付が困難であると認められた場合は、保険料の減免や徴収の猶予を受けられことがあります。納付が難しいときはご相談ください。

ウ 第2号被保険者の介護保険料

(ア) 健康保険の場合（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など）

- ・ 加入している医療保険の算定方法によって決まります。
- ・ 医療分と介護分を合わせて一つの健康保険料として給料から天引きされます。
- ・ 保険料は原則として事業主と折半になります。
- ・ 健康保険の被扶養者の保険料（40歳～64歳のみ）は、加入している医療保険の被保険者が皆で負担しますので、原則として直接の負担はありません。

(イ) 国民健康保険の場合

- ・ 介護保険料は、所得等に応じて高くなったり低くなったりします。
- ・ 医療分と介護分を合わせて一つの国民健康保険料として世帯主が納めます。

(1) 介護保険のサービスの利用手順

介護や支援が必要であると、「要介護認定・要支援認定」を受けた場合にサービスを利用できます。

【申請】介護サービスを利用する場合、市介護保険課で「要介護認定・要支援認定」の申請をしてください。（介護保険被保険者証を添付。第2号被保険者の場合は医療保険証の提示が必要です。）

申請は、本人や家族のほか、次のところでも申請できます。

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 介護保険施設

【訪問調査】申請に基づき、市職員または市が委託した「介護認定調査員」が訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。

【認定】調査結果と主治医の意見書をもとに審査判定をし、原則として申請から30日以内に認定結果通知書と認定区分を記載した介護保険被保険者証が郵送されます。要介護（要支援）の認定がされると、申請日からサービスが利用できます。

※ 要介護度とその状態の例（めやす）

要支援 1	(社会的支援を要する状態) ① 居室の掃除など身の回りの世話の一部に、何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ② 食事や排せつはほとんど自分ひとりでできる。
要支援 2	(社会的支援を要する状態) ① 身だしなみや居室の掃除など身の回りの世話に、何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に、何らかの支えを必要とする。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作に、何らかの支えを必要とすることがある。 ④ 食事や排せつはほとんど自分ひとりでできる。
要介護 1	(社会的支援を必要とする状態) ① 要支援 2 の状態の例に該当し、行動障害や理解の低下がみられることがある。 ② 要支援 2 の状態の例に該当し、短期間で心身の状態等が変化することが予測され、概ね 6 か月程度以内に要介護状態等の見直しが必要である。
要介護 2	(軽度の介護を要する状態) ① 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話の全般に、何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に、何らかの支えを必要とする。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作に、何らかの支えを必要とする。 ④ 食事や排せつに、何らかの介助（見守りや手助け）を必要とすることがある。 ⑤ 行動障害や理解の低下がみられることがある。
要介護 3	(中等度の介護を要する状態) ① 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの事が、自分ひとりでできない。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が、自分ひとりでできない。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作が、自分でできないことがある。 ④ 排せつが自分ひとりでできない。 ⑤ いくつかの行動障害や理解の低下がみられることがある。
要介護 4	(重度の介護を要する状態) ① 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの事が、ほとんどできない。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が、ほとんどできない。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作が、自分ひとりではできない。 ④ 排せつがほとんどできない。 ⑤ 多くの行動障害や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護 5	(最重度の介護を要する状態) ① 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの事が、ほとんどできない。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が、ほとんどできない。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作が、ほとんどできない。 ④ 食事や排せつがほとんどできない。 ⑤ 多くの行動障害や全般的な理解の低下がみられることがある。

【ケアプラン】認定を受けたら、原則として「居宅サービス計画（ケアプラン）」の作成を「居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）」に依頼します。（自己負担はありません。）

このとき、どの居宅介護支援事業者に依頼するかを市介護保険課に届け出る必要があります。要支援 1・2 の認定を受けた人は、原則として地域包括支援センター、又は市から指定を受けた居宅介護支援事業所で「介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）」を作成します。

【自己負担】ケアプランにそって介護（介護予防）サービスを利用します。原則として、かかった費用の1割または2・3割（一定所得以上の方）が自己負担となります。

【有効期限】認定を受けた要介護度は、原則として12か月ごとに見直しとなり、引き続き介護保険サービスの利用を希望される場合は、初回と同じ手続き（更新）が必要となります。

【備考】要介護度等の更新手続きは、認定の有効期限満了の60日前に「要介護・要支援認定 更新のお知らせ」をお送りしますので、介護保険被保険者証に記載の有効期限を確認のうえ、担当のケアマネジャー等にご相談するなどして、手続きをしてください。

なお、ご本人の状態に変化があった場合は、有効期限の前でも変更の申請ができますので、その場合も担当のケアマネジャー等にご相談ください。

(2) 介護保険のサービスの種類・内容及び利用料

介護サービスの利用料については、原則として要介護度ごとに定められています。「ア 居宅サービス」「イ 施設サービス」「ウ 介護予防サービス」「エ 地域密着型サービス」の自己負担額は、原則としてかかった費用の1割または2・3割（一定所得以上の方）になります。

なお、実際にかかる費用は、事業所の所在地・体制・加算などにより変わります。災害などの特別な事情があると認められたときは、利用料の減免を受けられことがあります。利用料を負担することが難しいときは、ご相談ください。

ア 居宅サービス（要介護1～5の方）

(ア) 訪問サービス

a 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

(a) 身体介護：食事、入浴、排泄の世話等

【利用料】	自己負担（1割）のめやす
-------	--------------

20分未満	167円
20分以上30分未満	250円
30分以上1時間未満	396円

(b) 生活援助：住居の清掃、洗濯、買い物、食事の準備、調理等

【利用料】	自己負担（1割）のめやす
-------	--------------

20分以上45分未満	183円
45分以上	225円

- ・ 通院時の乗車・降車等の介助の場合、1回につき99円（別途加算あり）

b 訪問看護

保健師や看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助等を行います。

【利用料】

- ・ 指定訪問看護ステーションの場合 自己負担（1割）のめやす

30分未満	480円
-------	------

(別途加算あり)

- ・ 医療機関の場合 自己負担（1割）のめやす

30分未満	407円
-------	------

(別途加算あり)

※ 令和6年6月から、自己負担（1割）のめやすの金額が変わります。

c 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

【利用料】 自己負担（1割）のめやす

20分間（1回につき）	313円
-------------	------

(別途加算あり)

※ 令和6年6月から、自己負担（1割）のめやすの金額が変わります。

d 訪問入浴介護

看護職員と介護職員が居宅を訪問し、移動入浴車等で入浴介護を行います。

【利用料】 1回につき 1,293円（別途加算あり）

e 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

【利用料】 自己負担（1割）のめやす（1回につき）

		同一建物居住者以外の 利用者に対して行う場合
医師	月2回まで	514円
歯科医師	月2回まで	516円
医療機関の薬剤師	月2回まで	565円
薬局の薬剤師	月4回まで	517円
歯科衛生士等	月4回まで	361円

(別途加算あり)

※ 令和6年6月から、自己負担（1割）のめやすの金額が変わります。

(イ) 通所（日帰りで通う）サービス

a 通所介護

定員 19 人以上のデイサービスセンターで食事、入浴等の介護や機能訓練等が日帰りで受けられます。

【利用料】通常規模の施設（所要時間 7～8 時間）の場合

自己負担（1割）のめやす

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
668 円	788 円	913 円	1,038 円	1,164 円

（別途加算あり）

※ 1 日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費が別途必要となります。

b 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを受けられます。

【利用料】通常規模の施設（所要時間 7～8 時間）の場合

自己負担（1割）のめやす

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
770 円	913 円	1,057 円	1,227 円	1,393 円

（別途加算あり）

※ 1 日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費が別途必要となります。

※ 令和 6 年 6 月から、自己負担（1割）のめやすの金額が変わります。

(ウ) 施設への短期入所サービス

a 短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、食事、入浴、排泄の介護や機能訓練等が受けられます。

【利用料】介護老人福祉施設 多床室〔併設型〕の場合

自己負担（1割）のめやす（1 日あたり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
614 円	684 円	758 円	829 円	899 円

（別途加算あり）

※ 1 日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ 理美容代等の日常生活費、居住費と食費が別途必要となります。

（低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得等に応じた自己負担の上限が設けられます。）

b 短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練等が受けられます。

【利用料】介護老人保健施設 多床室の場合

自己負担（1割）のめやす（1日あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
842円	893円	958円	1,011円	1,067円

(別途加算あり)

※ 1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ 理美容代等の日常生活費、居住費と食費が別途必要となります。

(低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得等に応じた自己負担の上限が設けられます。)

(エ) 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

a 福祉用具貸与

在宅での日常生活上の便宜を図るため、福祉用具を借りることができます。月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1~3割を自己負担します。貸出しの対象となる福祉用具は、次の13種類です。

- ① 車いす ② 車いす付属品（クッション、電動補助装置等）
- ③ 特殊寝台 ④ 特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール等）
- ⑤ 床ずれ防止用具 ⑥ 体位変換器 ⑦ 手すり（工事をともなわないもの）
- ⑧ スロープ（工事をともなわないもの） ⑨ 歩行器 ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 ⑫ 移動用リフト（吊り具を除く）
- ⑬ 自動排泄処理装置

※ 要介護1の方は、原則として⑦~⑩の品目が利用できます。

※ 要介護2・3の方は、原則として①~⑬の品目が利用できます。

※ 要介護4・5の方は、原則として①~⑬の品目が利用できます。

※ 福祉用具貸与対象用具のうち固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉つえを除く）、多点つえについては、福祉用具専門相談員、又はケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

※ 要介護度から、対象外となっている用具も、市介護保険課へ届出をし、必要と認められた場合は例外的に利用できます。

b 特定福祉用具購入費の支給

入浴や排泄に用いる福祉用具を購入した場合、保険給付を行います。

保険の対象となるものは、次の6種類です。

- ① 腰掛便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器 ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽 ⑥ 移動用リフトの吊り具の部分

- ※ 要介護状態区分（要介護1～5）にかかわらず、利用できる上限額は同一年度 10万円で、県知事が指定した特定福祉用具販売事業者から購入したもののが対象です。
- ※ 購入費用をいったん全額支払っていただき、市介護保険課に申請後、保険対象額のうち介護保険給付分が支給されます。
- c 居宅介護住宅改修費の支給
在宅で生活するために必要な住宅改修を行った場合、保険給付を行います。保険の対象となるものは、次の6種類です。
 - ① 手すりの取付け
 - ② 段差の解消
 - ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
 - ④ 開き戸から引き戸等への扉の取替
 - ⑤ 和式から洋式への便器の取替
 - ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要になる工事
- ※ 要介護状態区分（要介護1～5）にかかわらず、利用できる上限額は原則1回住所地の住居につき20万円です。
- ※ 事前に市介護保険課へ申請し、許可後、着工します。
- ※ 工事完了後、改修費用をいったん全額支払っていただき、必要書類を提出後、工事が介護保険の対象であると認められた場合、保険対象額のうち介護保険給付分が支給されます。
- ※ 市民税非課税世帯であること等の条件に該当する要介護（要支援）者が、受領委任払い取扱い事業者として登録された施工事業者へ工事を依頼し、事業者から受任することの同意を得ている場合、受領委任払い（被保険者は改修費用の自己負担分のみ支払い、残りは市から事業者へ支払う方法）を選択することもできます。

(才) その他

a 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で介護や機能訓練等のサービスが受けられます。

【利用料】 自己負担（1割）のめやす（30日）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
16,488円	18,526円	20,656円	22,633円	24,732円

（別途加算あり）

※ 1日あたりの利用料は、職員の配置により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費、家賃等が別途必要となります。

イ 施設サービス（要介護1～5の方）

(ア) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、在宅生活が困難な人や認知症の方が入所する施設

【利用料】多床室の場合

施設サービス費（1割）のめやす（30日）

要介護 3	要介護 4	要介護 5
22,268 円	24,397 円	26,496 円

(別途加算あり)

(イ) 介護老人保健施設

入院治療は必要ないが、機能訓練や介護が必要な方が入所する施設

【利用料】多床室の場合

施設サービス費（1割）のめやす（30日）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
24,123 円	25,644 円	27,622 円	29,234 円	30,785 円

(別途加算あり)

(ウ) 介護医療院

日常的な医療や看取りの機能と、生活施設の機能を兼ね備えた施設

【利用料】多床室の場合

施設サービス費（1割）のめやす（30日）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
25,340 円	28,686 円	35,957 円	39,029 円	41,828 円

(別途加算あり)

※(ア)(イ)(ウ)について、1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※(ア)(イ)(ウ)について、理美容代等の日常生活費、食費と居住費が別途必要となります。

(低所得の方は、申請により、食費と居住費について所得等に応じた自己負担の上限が設けられます。)

ウ 介護予防サービス（要支援1・2の方）

(ア) 訪問サービス

a 介護予防訪問看護

保健師や看護師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助などを行います。

【利用料】

- ・ 指定訪問看護ステーションの場合 自己負担（1割）のめやす

30分未満	460円
-------	------

(別途加算あり)

- ・ 医療機関の場合 自己負担（1割）のめやす

30分未満	389円
-------	------

(別途加算あり)

※ 令和6年6月から、自己負担（1割）のめやすの金額が変わります。

b 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

【利用料】

自己負担（1割）のめやす

20分間（1回につき）	313円
-------------	------

（別途加算あり）

※ 令和6年6月から、自己負担（1割）のめやすの金額が変わります。

c 介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車等で入浴支援を行います。

【利用料】 1回につき 874円（別途加算あり）

d 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

【利用料】

自己負担（1割）のめやす（1回につき）

		同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合
医師	月2回まで	514円
歯科医師	月2回まで	516円
医療機関の薬剤師	月2回まで	565円
薬局の薬剤師	月4回まで	517円
歯科衛生士等	月4回まで	361円

（別途加算あり）

※ 令和6年6月から、自己負担（1割）のめやすの金額が変わります。

（イ） 通所（日帰りで通う）サービス

a 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防リハビリテーション等が日帰りで受けられます。

【利用料】

自己負担（1割）のめやす（1月あたり）

要支援1	2,088円
要支援2	4,067円

（別途加算あり）

※ 利用する施設の職員の配置等により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費が別途必要となります。

※ 令和6年6月から、自己負担（1割）のめやすの金額が変わります。

（ウ） 施設への短期入所サービス

a 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、食事、入浴、排泄の介護や介護予防を目的とした機能訓練等が受けられます。

【利用料】介護老人福祉施設 多床室〔併設型〕の場合

自己負担（1割）のめやす（1日あたり）

要支援1	459円
要支援2	571円

（別途加算あり）

※ 1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ 理美容代等の日常生活費、食費と滞在費が別途必要となります。

（低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得等に応じた自己負担の上限が設けられます。）

b 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所して、医療によるケアや支援、介護予防を目的とした機能訓練等が受けられます。

【利用料】介護老人保健施設 多床室の場合

自己負担（1割）のめやす（1日あたり）

要支援1	622円
要支援2	785円

（別途加算あり）

※ 1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ 理美容代等の日常生活費、食費と滞在費が別途必要となります。

（低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得等に応じた自己負担の上限が設けられます。）

（エ）介護予防福祉用具の貸与・購入や介護予防住宅の改修

a 介護予防福祉用具貸与

在宅での日常生活上の便宜を図るため、福祉用具を借りることができます。月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。貸出しの対象となる福祉用具は、原則、次の4種類です。

- ① 手すり（工事をともなわないもの）
- ② スロープ（工事をともなわないもの）
- ③ 歩行器 ④ 歩行補助つえ

※ 福祉用具貸与対象用具のうち固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉つえを除く）、多点つえについては、福祉用具専門相談員、又はケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

※ 要介護度から、対象外となっている用具も、市介護保険課へ届出をし、必要と認められた場合は例外的に利用できます。

b 特定介護予防福祉用具購入費の支給

入浴や排泄に用いる福祉用具を購入した場合、保険給付を行います。

保険の対象となるものは、次の6種類です。

- ① 腰掛便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器 ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽 ⑥ 移動用リフトの吊り具の部分

- ※ 要支援状態区分（要支援1・2）にかかわらず、利用できる上限額は同一年度 10万円で、県知事が指定した特定介護予防福祉用具販売事業者から購入したものが対象です。
- ※ 購入費用をいったん全額支払っていただき、市介護保険課に申請後、保険対象額のうち介護保険給付分が支給されます。
- c 介護予防住宅改修費の支給
在宅で生活するために必要な住宅改修を行った場合、保険給付を行います。保険の対象となるものは、次の6種類です。
 - ① 手すりの取付け
 - ② 段差の解消
 - ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
 - ④ 開き戸から引き戸等への扉の取替
 - ⑤ 和式から洋式への便器の取替
 - ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要になる工事
- ※ 要支援状態区分（要支援1・2）にかかわらず、利用できる上限額は原則1回住所地の住居につき20万円です。
- ※ 事前に市介護保険課へ申請し、許可後、着工します。
- ※ 工事完了後、改修費用をいったん全額支払っていただき、必要書類を提出後、工事が介護保険の対象であると認められた場合、保険対象額のうち介護保険給付分が支給されます。
- ※ 市民税非課税世帯であること等の条件に該当する要介護（要支援）者が、受領委任払い取扱い事業者として登録された施工事業者へ工事を依頼し、事業者から受任することの同意を得ている場合、受領委任払い（被保険者は改修費用の自己負担分のみ支払い、残りは市から事業者へ支払う方法）を選択することもできます。

(オ) その他

a 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練等のサービスが受けられます。

【利用料】 **自己負担（1割）のめやす（30日）**

要支援1	5,567円
要支援2	9,522円

（別途加算あり）

※ 1日あたりの利用料は、職員の配置により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費、家賃等が別途必要となります。

工 地域密着型サービス

(ア) 訪問サービス

a 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護が受けられます。

【利用料】

- 訪問介護のみ利用した場合〔連携型〕

自己負担（1割）のめやす（1月あたり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5,561 円	9,925 円	16,479 円	20,846 円	25,211 円

(別途加算あり)

- 訪問介護と訪問看護を併せて利用した場合〔連携型〕

自己負担（1割）のめやす（1月あたり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
8,113 円	12,674 円	19,346 円	23,849 円	28,893 円

(別途加算あり)

※ 要支援 1・2 の方は利用できません。

b 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回や緊急時の通報により、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排泄等の介護が受けられます。

【利用料】 基本対応の場合

自己負担（1割）のめやす

基本夜間対応型訪問介護（1月につき）	1,010 円
--------------------	---------

(別途加算あり)

※ 要支援 1・2 の方は利用できません。

(イ) 認知症高齢者を対象としたサービス

a 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された高齢者が食事・入浴・排泄等の介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

【利用料】 単独型（所要時間 7~8 時間）の場合

自己負担（1割）のめやす

要支援 1	876 円	要介護 3	1,231 円
要支援 2	978 円	要介護 4	1,342 円
要介護 1	1,011 円	要介護 5	1,452 円
要介護 2	1,121 円	(別途加算あり)	

※ 1 日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費が別途必要となります。

b 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴・排泄等の介護や支援、機能訓練等が受けられます。

【利用料】 1 ユニットの場合

自己負担（1割）のめやす（30 日）

要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
23,150 円	23,272 円	24,367 円	25,066 円	25,584 円	26,131 円

(別途加算あり)

- ※ 1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。
- ※ おむつ代・理美容代などの日常生活費、食材料費、家賃等が別途必要となります。
- ※ 要支援1の方は利用できません。

(ウ) 多機能なサービス

- a 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
通いを中心としながら訪問や宿泊を組み合わせて食事・入浴・排泄等の介護や支援が受けられます。

【利用料】同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合

自己負担（1割）のめやす（1月あたり）

要支援1	3,509円	要介護3	22,740円
要支援2	7,091円	要介護4	25,097円
要介護1	10,636円	要介護5	27,672円
要介護2	15,632円	(別途加算あり)	

※ おむつ代等の日常生活費、食費、宿泊費が別途必要となります。

(エ) 複合型のサービス

- a 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や看護が受けられます。

【利用料】同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合

自己負担（1割）のめやす（1月あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
12,659円	17,711円	24,898円	28,238円	31,942円

(別途加算あり)

※ 要支援1・2の方は利用できません。

(オ) 小規模な施設サービス

- a 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要で自宅では介護ができない方を対象として、定員30人未満の特別養護老人ホームで食事・入浴・排泄等の介護、機能訓練や健康管理を受けられます。

【利用料】ユニット型個室の場合 自己負担（1割）のめやす（30日）

要介護3	要介護4	要介護5	
25,188円	27,409円	29,538円	(別途加算あり)

※ 理美容代等の日常生活費、食費と居住費が別途必要となります。

(低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得等に応じた自己負担の上限が設けられます。)

※ 要支援1・2、要介護1・2の方は利用できません。

b 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 30 人未満の介護専用の有料老人ホーム等で、食事・入浴・排泄等の介護や機能訓練等が受けられます。

【利用料】

自己負担（1割）のめやす（30 日）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
16,610 円	18,678 円	20,838 円	22,815 円	24,945 円

（別途加算あり）

※ 職員の配置により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費、家賃等が別途必要となります。

※ 要支援 1・2 の方は利用できません。

(力) 通所（日帰りで通う）サービス

a 地域密着型通所介護

定員 18 人以下のデイサービスセンターで食事、入浴等の介護や機能訓練等が日帰りで受けられます。

【利用料】所要時間 7~8 時間の場合

自己負担（1割）のめやす

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
764 円	903 円	1,047 円	1,189 円	1,331 円

（別途加算あり）

※ 1 日あたりの利用料は、施設及び職員配置等により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費・食費が別途必要になります。

才 その他

(ア) 特定入所者介護サービス費

施設サービスや短期入所サービスでの居住費（滞在費）や食費が所得段階や預貯金の額等に応じて減額されます。

負担段階	認定の要件		負担限度額（日額）					
			居住費				食費	
	所得の状況	預貯金等の資産の状況	従来型 個室	多床型	ユニット型個室	ユニット型個室的 多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方等 ・生活保護等を受給されている方等	・単身：1,000万円以下 ・夫婦：2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円	300円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の他の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額の合計が年間80万円以下の方等	・単身：650万円以下 ・夫婦：1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円	600円
第3段階 ①	・世帯全員が市民税非課税で、前年の他の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方等	・単身：550万円以下 ・夫婦：1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
第3段階 ②	・世帯全員が市民税非課税で、前年の他の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額の合計が年間120万円超の方等	・単身：500万円以下 ・夫婦：1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
第4段階	・上記以外の方	介護保険負担限度額認定非該当						

※ () 内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※ 配偶者については、世帯分離をしている配偶者又は内縁の者を含みます。

※ 世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者が課税されている場合は対象外となります。

※ 事前に市介護保険課への申請が必要です。

※ 令和6年8月から、一部制度が変わります。

(イ) 高額介護サービス費

介護サービスを利用した場合の月々の利用者負担が高額であるときは、所得等に応じて次の表を超えた金額について保険から払い戻します。

施設サービスでの居住費・食費・日常生活費等は対象になりません。

区分		世帯の上限額	個人の上限額
生活保護受給者の方等		月額 15,000円	月額 15,000円
世帯全員が 市民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	月額 24,600円	月額 15,000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が 80万円以下の方	月額 24,600円	月額 15,000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が 80万円を超える方等	月額 24,600円	月額 24,600円
市民税課税世帯の方		月額 44,400円	月額 44,400円
課税所得	145万円以上 380万円未満	月額 44,400円	月額 44,400円
	380万円以上 690万円未満	月額 93,000円	月額 93,000円
	690万円以上	月額 140,100円	月額 140,100円

※ 事前に市介護保険課への申請が必要です。

(ウ) 高額医療・高額介護合算療養費制度

同じ医療保険の世帯内で、1年間の医療保険と介護保険の自己負担額合計が世帯の限度額を超えた場合、その超えた額を医療保険と介護保険それぞれから按分して支給されます。ただし、計算した支給額が 500 円以下の場合は支給されません。

合算した場合の限度額 年額（毎年 8月 1日から翌年 7月 31日まで）

区分		70歳未満の方
旧 た だ し 書 所 得 ※	901万円超	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
市民税非課税世帯		34万円

※ 旧ただし書所得=前年の総所得金額等－基礎控除

区分	70歳以上の方※
現役並み所得者（課税所得 690万円以上の方）	212万円
現役並み所得者（課税所得 380万円以上 690万円未満の方）	141万円
現役並み所得者（課税所得 145万円以上 380万円未満の方）	67万円
一般（市民税課税世帯の方）	56万円
低所得者（市民税非課税世帯の方）	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合 80万円以下の方）	19万円

※ 後期高齢者医療制度の対象者も含みます。

【申請方法】

- ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方は、該当者に申請書が送付されますので、国保医療課に申請書を提出してください。
- ・ その他の医療保険加入の方は、介護保険課で「介護保険自己負担額証明書」の交付を受けて、医療保険の担当窓口に支給申請してください。

力 居宅サービス等の限度額

居宅サービス・介護予防サービス・地域密着型サービスの場合は、次の表の利用限度額の範囲内でサービスを利用すると自己負担は原則として1割または2割・3割（一定所得以上の方）ですが、限度額を超えた場合には、超えた分の全額が自己負担となります。

区分	利用限度額（月額）	自己負担額（月額）1割
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

※ 利用者限度額は、利用できる金額の目安として、地域区分による上乗せのない1単位10円で計算した金額です。

※ 自己負担額は、利用限度額上限までサービスを利用した場合のひと月間の金額です。

※ 居宅サービス等の限度額は、単位数×大垣市の地域区分の単価(10.14円から10.21円)によって算定されます。(ただし、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与は、地域区分がなく一律単価10円)

(3) 地域支援事業について

要支援・要介護状態になることを予防するとともに、介護状態等になった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・ 団塊の世代が75歳を迎える2025年に向け、高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的に、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人（事業対象者）が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

掃除、洗濯などの日常生活上の「訪問型サービス」と機能訓練や集いの場などの「通所型サービス」があります。要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、従来の介護予防サービスに加え、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的な支援を可能とし、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

(イ) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

イ 包括的支援事業

- ・ 総合相談支援業務（地域の高齢者の実態把握、介護保険以外の生活支援サービスの調整等）
- ・ 権利擁護業務（成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止等）
- ・ 介護予防ケアマネジメント業務（上記アの介護予防サービスのマネジメント）
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

ウ 在宅医療・介護連携推進事業

- ・ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「在宅医療・介護連携推進コーディネーター」を設置し、地域の医師・歯科医師・薬剤師・ケアマネジャー・看護師・介護サービス従事者等が連携して、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを行います。
- ・ 在宅医療を必要としている高齢者に専門的なアドバイスができるよう多職種間

での研修を充実するとともに、在宅医療を身近に感じてもらえるように、市民公開講座の開催など地域住民への普及啓発に取り組んでいます。

エ 生活支援体制整備事業

- ・ 高齢者の在宅生活を支えるため、「生活支援コーディネーター」を設置し、地域に不足するサービスなど生活支援・介護予防サービスの提供できる体制づくりを行います。
- ・ 高齢者自身も社会参加をし、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながり、市民が多様な生活支援サービスも利用でき、生活支援の担い手として社会参加できるように、地域づくりの支援体制の充実強化を図ります。

オ 認知症総合支援事業

- ・ 認知症になっても、本人の意志が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の方やその家族に早期に関わることができるよう、「初期集中支援チーム」の設置や認知症地域支援推進員の配置など、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築します。
- ・ 認知症の人とその家族、医療・介護に携わる専門職、地域住民の誰もが参加でき、集う場所である「認知症カフェ」の普及を図ります。
- ・ 認知症の人と家族を支え、誰もが住みやすい地域をつくるべく、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として「認知症サポーター」を養成し、地域ボランティアを養成するステップアップ講座など認知症の人を地域で支え合う体制づくりを進めます。

カ その他

介護給付等費用適正化事業、家族支援事業等を行います。

(4) 地域包括支援センターについて

社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3つの職種がチームとなって、地域の高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で介護保険をはじめとしたさまざまな保健・福祉サービス、その他の社会的な支援を円滑に利用できるよう、総合的に支援していく機関です。

ア 総合相談支援・権利擁護

地域住民の総合的な相談を受け付け、関係機関との連携を図りながら必要な支援を行います。また、虐待の早期発見や防止、成年後見制度の活用等についての相談を受け付け、必要な機関につなぎます。

イ 介護予防ケアマネジメント

地域の高齢者の方が、できるかぎり介護が必要とならないように、介護予防の観点で個々の総合的なマネジメントを行い、支援します。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する助言や指導などを行います。

(5) 介護保険に関するお問い合わせ・相談・苦情について

- ・ 資格及び給付に関するお問い合わせ 市介護保険課資格給付グループ ☎47-7406
 - ・ 認定に関するお問い合わせ 市介護保険課認定審査グループ ☎47-7415
 - ・ 地域支援事業に関するお問い合わせ 市高齢福祉課包括支援グループ ☎47-7416
- なお、内容によっては、次の専門の機関が調査、指導等を行います。

ア 要介護認定や保険料等、市の処分に対する不服

岐阜県介護保険審査会

- ・ 岐阜県高齢福祉課
 - 〈所在地〉 岐阜市薮田南2丁目1番1号
 - 〈電話番号〉 058-272-8296
- ・ 西濃県事務所
 - 〈所在地〉 大垣市江崎町422番地3 西濃総合庁舎
 - 〈電話番号〉 0584-73-1111

イ サービスへの苦情

- ・ 岐阜県国民健康保険団体連合会
 - 〈所在地〉 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内
 - 〈電話番号〉 058-275-9826

ウ 事業者の指定基準違反

- ・ 岐阜県高齢福祉課
 - 〈所在地〉 岐阜市薮田南2丁目1番1号
 - 〈電話番号〉 058-272-8298
- ・ 西濃県事務所
 - 〈所在地〉 大垣市江崎町422番地3 西濃総合庁舎
 - 〈電話番号〉 0584-73-1111

エ 大垣市内の地域包括支援センター

- ・ 大垣市地域包括支援センター
 - 担当地区 : 洲本・浅草・安井・川並
 - 〈所 在 地〉 大垣市丸の内2丁目29番地（大垣市役所高齢福祉課内）
 - 〈電話番号〉 0584-82-1166
- ・ 地域包括支援センター大垣市社会福祉協議会
 - 担当地区 : 興文・東・西・南・南杭瀬・日新・静里・綾里・荒崎
 - 〈所 在 地〉 大垣市馬場町124番地（総合福祉会館内）
 - 〈電話番号〉 0584-77-2255
 - 担当地区 : 和合・三城・墨俣
 - 〈所 在 地〉 大垣市今宿5丁目1番地4（在宅福祉サービスステーション内）
 - 〈電話番号〉 0584-84-7111
 - 担当地区 : 上石津
 - 〈所 在 地〉 大垣市上石津町牧田4780番地（上石津老人福祉センター悠楽苑内）
 - 〈電話番号〉 0584-48-0068
- ・ 大垣市地域包括支援センターお勝山
 - 担当地区 : 宇留生・赤坂・青墓
 - 〈所 在 地〉 大垣市牧野町2丁目150番地1（お勝山ふれあいセンター内）
 - 〈電話番号〉 0584-71-5536
- ・ 大垣市地域包括支援センター中川ふれあい
 - 担当地区 : 北・中川
 - 〈所 在 地〉 大垣市中川町4丁目668番地1（中川ふれあいセンター内）
 - 〈電話番号〉 0584-82-1701

